

## 株式関係の提出書類一覧表

上場会社は、適時開示規則で定めるところにより、札証まで書類の提出等を行うことが義務付けられています。また、上場会社は、札証が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出することが義務付けられており、札証が必要と認める場合には公衆の縦覧に供されることとなります。

【適時開示規則第5条関係】

また、上場会社が、適時開示規則に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、上場会社に対して書類の提出等に係る改善報告書の提出を求めることがありますので、十分に留意してください。

【適時開示規則第15条】

以下に掲げる表は、適時開示規則や金商法の定めに基づき上場会社が札証に提出すべき書類を一覧でまとめたものです。

### [凡例]

法…金融商品取引法

令…金融商品取引法施行令

規…有価証券上場規程

開…上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則

廃…株券上場廃止基準

企…企業行動規範に関する規則

第三割規則…第三者割当により割当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則

※1 委員会設置会社である上場会社は、提出書類一覧表の「決議後直ちに」又は「決議後速やかに」との表現を、それぞれ「決定後直ちに」、「決定後速やかに」と読み替えてください。また、提出書類を提出する場合において、提出書類の様式が「取締役会の決議」など委員会設置会社の体制にそぐわない表現があるときは、委員会設置会社の形態にあわせて必要な修正を加えたいうで、書類を作成してください。

※2 提出方法について

- ・ 「開示資料で代用可」とは、適時開示規則に基づきTDnet (Timely Disclosure network : 適時開示情報伝達システム) により開示した資料において札証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該開示資料の開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。
- ・ 「TDnet (縦覧書類の登録)」とはTDnet により、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、定款などの公衆縦覧書類を登録することをいいます。また、この場合、社印、代表者印及び代表者の原本証明は不要です。

(1) 株主総会関係

① 定時株主総会

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 決算取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条①(13)	
(2) 株主総会招集通知及びその添付書類(会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む。)	発送日までに	開11条	TDnet(縦覧書類の登録)

※1 (1)については、総会付議議案の内容決定後に提出してください。

※2 定款変更のあった場合は、「(11) 定款変更関係」の項目を参照してください。

※3 (2)については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。

※4 (2)については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。

② 臨時株主総会

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書	決議後直ちに	開5条①(9)	
(2) 基準日に関する日程表	基準日の3週間前まで	〃	
(3) 臨時株主総会招集・議案決定に係る取締役会決議通知書	決議後直ちに	〃	
(4) 株主総会招集通知及びその添付書類(会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む。)	発送日までに	〃	TDnet(縦覧書類の登録)

※1 (1)の提出の際に、(3)の決議内容も通知した場合は、(3)の提出は不要となります。

※2 日程表については、通知書に必要事項(公告予定日、基準日及び株主総会開催日)が記載されている場合は提出不要となります。

※3 定款変更のあった場合は、「(11) 定款変更関係」の項目を参照してください。

※4 (4)については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。

※5 (4)については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。

(2) 定期的に提出する書類

① 株式の分布状況表

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
株式の分布状況表	事業年度経過後2か月以内に判明後遅滞なく	開12条	

② 上場株式数報告書

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
上場株式数報告書(月間報告)	翌月初まで	開7条①(1)	

※ 潜在株式がある場合(権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等が

ある場合)のみ提出してください。

### (3) 新株式発行等関係

#### ① (3) ②～⑩において発行登録を行う場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 ※EDINETでこれに相当する物を提出した場合は不要。	作成後直ちに	開5条①(1)	書面
(2) 発行登録追補目論見書 ※EDINETでこれに相当するものを提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
(3) 発行登録効力発生通知書の写し(訂正効力発生通知書の写しを含む) ※発行登録書を提出しない場合は(4)を提出する。	受領後直ちに	〃	
(4) 発行登録通知書の写し(変更通知書の写しを含む) ※発行登録書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後直ちに	〃	
(5) 発行登録取下届出書の写し	内閣総理大臣等に提出後直ちに	〃	
(6) 需要状況の調査開始通知書	決定後直ちに	〃	

※1 「(3) ⑦預託証券の募集又は売出し」において発行登録を行う場合は、上記(1)～(6)に係る根拠条文を開5条①(10)と読み替え、「(3) ⑨新株予約権の無償割当て」において発行登録を行う場合は、それぞれ、上記(1)・(2)に係る根拠条文を開12条と、(3)～(6)に係る根拠条文を開5条①(1)と読み替える。

※2 「(3) ⑨新株予約権の無償割当て」において発行登録を行う場合は、上記(6)に係る提出書類を「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」と読み替える。

#### ② 公募増資

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 新株式発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書(仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
(4) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	〃	
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	開5条①(11)	
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	開5条①(12)	
(7) 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書	決定後直ちに	〃	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
a 算式表示による発行価格通知書 b 発行価格の確定値通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	” 確定後直ちに	” ”	
(8) 有価証券届出効力発生通知書の写し（訂正効力発生通知書の写しを含む。） ※届出書の提出を要しない場合は(10)を提出する。	受領後直ちに	” (1)	
(9) 有価証券上場申請書	発行条件確定後直ちに	規8条③	
(10) 有価証券通知書の写し（変更通知書の写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	開5条①(1)	

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 同時に第三者割当増資の決議を実施した場合には、第三者割当増資に係る書類の提出が必要となります。

### ③ 株主割当増資

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 新株式発行日程表	確定後直ちに	開5条①(1)	
(2) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	”	書面
(3) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	”	
(4) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	”	開5条①(11)	
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要。	”	開5条①(12)	
(6) 有価証券届出効力発生通知書の写し（訂正効力発生通知書の写しを含む） ※届出書の提出を要しない場合は(9)を提出する。	受領後直ちに	開5条①(1)	
(7) 新株式の上場申請 a. 発行日決済取引を行う場合 有価証券上場申請書（発行日決済取引） b. 発行日決済取引を行わない場合 有価証券上場申請書	権利落日の3週間前 払込期日の3週間前	規8条① 規8条③	
(8) 発行新株式数確定通知書（新株予約権等を発行している場合）	確定後直ちに	”	
(9) 有価証券通知書の写し（変更通知書の写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	開5条①(1)	

※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

#### ④ 第三者割当増資（普通株式の発行）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 新株式発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書（訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
(4) 有価証券届出効力発生通知書の写し（訂正効力発生通知書の写しを含む） ※届出書の提出を要しない場合は(6)を提出する。	受領後直ちに	〃	
(5) 有価証券上場申請書	払込期日の3週間前（決議後）	規8条③	
(6) 有価証券通知書の写し（変更通知書の写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	開5条①(1)	
(7) 安定操作取引関係者リストの写し ※割当先が50名以上の場合のみ。 ※その他必要な場合は、「安定操作取引委託者通知書」及び「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」を提出する。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第2項から第4項）	〃	
(8) 発行新株式数確定通知書 ※失権株発生時の場合のみ。	確定後直ちに	規8条③	
(9) 譲渡報告に関する確約書の写し	株式の割当後直ちに	第三割規則2条	T D n e t （縦覧書類の登録）
(10) 株式の譲渡に関する報告書	第三者からの報告後直ちに	第三割規則3条	〃
(11) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに（決議日の前営業日まで）	開5条①(1)	
(12) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後速やかに	開12条	
(13) 支配株主との取引状況等に関する報告書	事業年度の末日から1年を経過すること（3年以内に限り）	廃2条①(9)の2	

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 (11)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります。

※3 (12)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

#### ⑤ 株式の売出し

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 株式売出し日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む）	作成後直ちに	〃	書面
(4) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第	〃	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
	2項から第4項)		
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	開5条①(11)	
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	開5条①(12)	
(7) 売価通知書  算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a 算式表示による売価通知書 b 売価の確定値通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決定後直ちに  〃 確定後直ちに	〃  〃 〃	
(8) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む)	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	開5条①(1)	

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 開示を行わない売出し(金融商品取引法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限る。)について、当該売出しが取締役会等の業務執行を決定する機関による決定を伴わない場合には、当該売出しの内容(価格、株数及び受渡期日等)を記載した書類の提出が必要となります。

#### ⑥ 自己株式処分に係る募集

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 自己株式処分日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書(訂正事項分を含む) ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
(4) 有価証券届出効力発生通知書の写し(訂正効力発生通知書の写しを含む) ※届出書の提出を要しない場合は(5)を提出する。	受領後直ちに	〃	
(5) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	〃	
(6) 処分株式数確定通知	確定後直ちに	開12条	
(7) 譲渡報告に関する確約書の写し ※第三者割当の場合のみ。	株式の割当後直ちに	第三割規則2条	T D n e t (縦覧書類の登録)
(8) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ。	第三者からの報告後直ちに	第三割規則3条	〃
(9) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに(決議日の前営業日まで)	開5条①(1)	
(10) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。 ※第三者割当の場合のみ。	決議後速やかに	開12条	
(11) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過するごと(3年以内に限る)	廃2条①(9)の2	

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (8)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります

⑦ 預託証券の募集又は売出し

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条①(10)	
(2) 預託証券の募集又は売出し日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 安定操作取引関係者リストの写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	〃 (1)	
(4) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	開5条①(11)	
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	開5条①(12)	
(6) 発行価格(売出価格)通知書	決定後直ちに	〃	
(7) 目論見書(仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	開5条①(10)	書面
(8) 有価証券上場申請書 ※新株式の発行がある場合のみ。	払込期日の3週間前(決議後)	規8条③	

※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

⑧ 新株予約権の発行(ストック・オプションの発行を含む)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 新株予約権発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 有価証券届出効力発生通知書の写し(訂正効力発生通知書の写しを含む) ※届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合は(4)を提出する。	受領後直ちに	〃	
(4) 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む)及びその添付書類 ※有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	〃	
(5) 目論見書(仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出する場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
(6) 安定操作取引関係者リストの写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	〃	
(7) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	開5条①(11)	
(8) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	開5条①(12)	
(9) 発行価格通知書	決定後直ちに	〃	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b の通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定値通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	” 確定後直ちに	” ”	
(10) 新株予約権の行使に伴う上場申請等 a. 新株式を発行する可能性がある場合 有価証券上場申請書（権利行使分）  b. 新株式を発行しない場合（行使に際してすべて自己株式で代用交付する場合） 新株予約権の権利行使に関する通知書	行使請求期間開始日の3週間前（決議後）  行使請求期間開始日の3週間前（決議後）	規 8 条③  開 12 条	
(11) 新株予約権の内容その他条件の変更 内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合。	確定後直ちに	開 5 条①(13)	
(12) 新株予約権の消滅に関する報告書 ※行使請求期間開始前に新株予約権が消滅した場合のみ。	判明後速やかに	開 12 条	
(13) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに（決議日の前営業日まで）	開 5 条①(1)	
(14) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過すること（3年以内に限る）	廃 2 条①(9)の 2	

※ 1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※ 2 (13)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります。

#### ⑨ 新株予約権の無償割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 新株予約権無償割当日程表	確定後直ちに	開 5 条①(1)	
(2) 有価証券届出効力発生通知書の写し（訂正効力発生通知書の写しを含む） ※届出書の提出を要しない場合は(4)を提出する。	受領後直ちに	”	
(3) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出する場合又は法令に基づいて目論見書の作成を要しない場合は不要。	作成後直ちに	開 12 条	書面
(4) 有価証券通知書の写し（変更通知書を含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	開 5 条①(1)	
(5) 有価証券上場申請書（新株予約権証券） ※新株予約権証券の上場を申請する場合のみ。	上場申請日	規 8 条①	
(6) 確約書 ※新株予約権証券の上場を申請する場合のみ。	”	規 9 条の 3②	
(7) 増資の合理性に係る審査結果を記載した書面 ※新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして会員による増資の合理性に係る審査を実施したときのみ。	”	規取扱い要領 1 4 の 2 (2)	



提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(8) 株主の意思確認の結果について記載した書面 ※新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして株主総会決議などによる株主の意思確認を実施したときのみ。	意思確認手続き終了後直ちに	〃	
(9) 新株予約権発行数確定通知書	確定後直ちに	規8条③	
(10) 有価証券上場申請書（権利行使分）	行使請求期間開始日の3週間前（決議後）	〃	
(11) 新株予約権の行使報告 ※上場している新株予約権証券の数が500単位未満となった場合及び1単位未満となった場合のみ。	確認後直ちに	開7条	
(12) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合。	確定後直ちに	開5条①(13)	
(13) 上場廃止同意書 ※新株予約権証券が上場している場合のみ。	上場廃止の3週間前まで	開12条	

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 新株予約権証券の上場を希望される場合は、事前に札証自主規制部に相談してください。

#### ⑩ 転換社債型新株予約権付社債の発行

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 転換社債型新株予約権付社債発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
(4) 有価証券届出効力発生通知書の写し（訂正効力発生通知書の写しを含む）	受領後直ちに	〃	
(5) 発行価格通知書（新株予約権の条件等に関する通知書） 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a. 算式表示方式による発行価格通知書（算式表示方式による新株予約権の条件等に関する通知書） b. 発行価格の確定値通知書（新株予約権の条件等の確定に関する通知書）	決定後直ちに  〃 確定後直ちに	開5条①(12)  〃 〃	
(6) 安定操作取引関係者リストの写し	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第2項から第4項）	〃 (1)	
(7) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	開5条①(11)	
(8) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	開5条①(12)	
(9) 有価証券上場申請書（新株予約権の権利行使分）	行使請求期間開始日の3週間前（決	規8条③	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
	議後)		
(10) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに（決議日の前営業日まで）	開5条①(1)	
(11) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過するごと（3年以内に限り）	廃2条①(9)の2	

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 新規上場申請方法の詳細については、札証自主規制部にお問い合わせください。
- ※3 新規上場申請に係る提出書類に関しては、転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例を参照してください。
- ※4 (10)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります

#### ⑪ 種類株式等の発行

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 優先株等発行日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 目論見書（仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで <sup>有</sup> 価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	
(4) 安定操作取引関係者リストの写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第2項から第4項）	〃	
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	開5条①(11)	
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	開5条①(12)	
(7) 優先株等発行価格通知書	決定後直ちに	〃	
(8) 有価証券届出効力発生通知書の写し（訂正効力発生通知書の写しを含む）	受領後直ちに	〃 (1)	
(9) 転換の条件に関する通知書	決定後直ちに	〃 (12)	
(10) 有価証券上場申請書（優先株等の転換分）	行使請求期間開始日の3週間前（決議後）	規8条③	
(11) 譲渡報告に関する確約書の写し ※第三者に割り当てる場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ。	株式の割当後直ちに	第三割規則2条	T D n e t （縦覧書類の登録）
(12) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者に割り当てる場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ。	第三者からの報告後直ちに	第三割規則3条	〃
(13) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに（決議日の前営業日まで）	開5条①(1)	
(14) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後速やかに	開12条	

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
※第三者割当の場合のみ。			
(15) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過すること（3年以内に限る）	廃2条①(9)の2	

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。  
 ※2 新規上場申請方法の詳細については、札幌自主規制部にお問い合わせください。  
 ※3 (9)及び(10)は、上場株券への転換が行われる株式を発行する場合のみ必要となります。  
 ※4 (13)については、軽微基準に該当し、開示を行わない場合も提出の対象となります

#### ⑫ 株式無償割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株式無償割当て日程表	確定後直ちに	開5条①(1)	
(2) 有価証券上場申請書	効力発生日の3週間前（決議後）	規8条③	
(3) 発行新株式数確定通知書 ※新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	”	

- ※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

#### ⑬ 株式分割

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株式分割日程表	確定後直ちに	開5条①(1)	
(2) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の3週間前（決議後）	規10条①	
(3) 増加新株式数確定通知書 ※変更上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	”	

- ※ 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

#### ⑭ 株式併合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株式併合日程表	確定後直ちに	開5条①(1)	
(2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 上場廃止となる見込みがある場合に限る。 ※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く。	決議後速やかに	開12条	
(3) 会社法第182条の2第1項に規定する書面 (法定事前開示書類)の写し	適時開示後、本店に備え置く日まで	開5条①(1)	TDnet（縦覧書類の登録）

	に		
(4) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の4週間前(決議後)	規10条①	
(5) 減少株式数確定通知書 ※変更上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合	確定後直ちに	〃	
(6) 会社法第182条の6第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し	効力発生日後速やかに	開5条①(1)	TDnet(縦覧書類の登録)

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

#### ⑮ 株式交換

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株式交換契約書(覚書等を含む)の写し	契約等締結後直ちに	開5条①(1)	
(2) 株式交換日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 株式交換比率に関する見解を記載した書面(当事会社以外の算定機関作成のもの) ※非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法796条第3項の規定の適用(簡易組織再編)を受けるときを除く。	作成後直ちに	〃	
(4) 非上場会社の概要書 ※以下に掲げる場合のみ ① 他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合(当該他の会社(非上場会社)又は当該他の会社の親会社(非上場会社)の株券についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。) ② 非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合	決議後速やかに	〃	
(5) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	〃	TDnet(縦覧書類の登録)
(6) 有価証券上場申請書(新株を発行する場合)	交換効力発生日の3週間前	規8条③	
(7) 発行(交付)株式数確定通知書 ※株式交換に際し株式を交付する場合であって、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していないときのみ。	確定後直ちに	〃	
(8) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し	交換効力発生日後速やかに	開5条①(1)	TDnet(縦覧書類の登録)
(9) 有価証券上場廃止同意書 ※他の会社の完全子会社となる場合のみ。	確定後遅滞なく	開12条	

※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。

※2 (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

※3 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※4 非上場の完全親会社の株券についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑲ テクニカル上場規定に係る上場申請」を参照してください。

⑩ 株式移転

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 契約書（覚書等を含む（当事会社間で株式移転に係る合意書面を交わす場合のみ））の写し又は計画書の写し	契約等締結後直ちに	開 12 条	
(2) 株式移転日程表	確定後直ちに	開 5 条①(1)	
(3) 株式移転比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※他の会社と共同して株式移転を行う場合のみ。	作成後直ちに	〃	
(4) 非上場会社の概要書 ※非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。）のみ。	決議後速やかに	〃	
(5) 会社法第 803 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日まで	〃	T D n e t （縦覧書類の登録）
(6) 有価証券上場廃止同意書	確定後遅滞なく	開 12 条	

- ※ 1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※ 2 (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の 2 週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。
- ※ 3 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※ 4 非上場の完全親会社の株券についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑩ テクニカル上場規定に係る上場申請」を参照してください。

⑪ 合併

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 合併契約書（覚書等を含む）の写し	契約等締結後直ちに	開 5 条①(1)	
(2) 合併日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 合併比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法 796 条第 3 項の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編）又は完全子会社と合併する場合を除く。	作成後直ちに	〃	
(4) 非上場会社の概要書 ※上場会社が合併により解散するとき（新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は当該存続会社の親会社である非上場会社の株券についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときに限る。）又は非上場会社を吸収合併する場合のみ。	決議後速やかに	〃	
(5) 会社法第 782 条第 1 項又は第 794 条第 1 項又は第 803 条第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	開 5 条①(1)	T D n e t （縦覧書類の登録）
(6) 有価証券上場申請書（新株を発行する場合）	合併効力発生日の 3 週間前	規 8 条③	
(7) 発行（交付）株式数確定通知書（合併に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合）	確定後直ちに	〃	
(8) 会社法第 801 条第 3 項第 1 号に規定する書面	合併効力発生日後	開 5 条①(1)	T D n e t

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(法定事後開示書類)の写し	速やかに		(縦覧書類の登録)
(9) 有価証券上場廃止同意書 ※上場会社が被合併会社となる場合のみ。	確定後遅滞なく	開12条	

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。
- ※3 株主総会関係書類については、「(1) 総会関係」の項目を参照してください。
- ※4 吸収合併存続会社となる非上場会社の株券又は新設合併設立会社の株券についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」を参照してください。

#### ⑩ 会社分割

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 分割契約書(覚書等を含む)の写し ※吸収分割の場合のみ。	契約等締結後直ちに	開5条①(1)	
(2) 会社分割日程表	確定後直ちに	〃	
(3) 株式割当比率に関する見解を記載した書面(当事会社以外の算定機関作成のもの) ※以下に掲げる場合 ① 他の上場会社と吸収分割を行う場合 ② 他の上場会社と共同して新設分割を行う場合 ③ 非上場会社と吸収分割を行う場合(注) ④ 非上場会社と共同して新設分割を行う場合(注)  注(上場会社が会社法第784条第3項、第796条第3項又は第805条の規定の適用を受ける場合(簡易組織再編等)又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。)	作成後直ちに	〃	
(4) 会社分割概要書	決議後速やかに	〃	
(5) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	〃	T D n e t (縦覧書類の登録)
(6) 有価証券上場申請書(上場会社が新株を発行する場合)	分割効力発生日の3週間前	規8条③	
(7) 発行(交付)株式数確定通知書 ※分割に際し株式を交付する場合であり、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合	確定後直ちに	〃	
(8) 会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し	分割効力発生日後速やかに	開5条①(1)	T D n e t (縦覧書類の登録)

- ※1 日程表については、開示資料に必要事項が記載されている場合は提出不要となります。
- ※2 (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。
- ※3 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※4 新設分割設立会社等の株券についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」を参照してください。

⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 有価証券新規上場申請書	申請時	規3条①	書面
(2) 新規上場申請に係る宣誓書	〃	規3条の2	〃
(3) 上場申請決議取締役会議事録の写し(代表者の原本証明付)	〃	規3条③	〃
(4) 上場申請日以後における株券の分布状況に関する予定書	〃	〃	〃
(5) 新規上場のための有価証券報告書(Iの部)(2部(及びPDFファイル))	〃	〃	〃
(6) 株券上場契約書	会社設立後直ちに	規7条①	〃
(7) 定款	作成後直ちに	規3条③	〃
(8) 諸規則集の写し(株式事務取扱規程の写し(原本証明付)を含む)	〃	〃	〃
(9) 従業員持株会規約及びその細則写し	〃	〃	〃
(10) 株式事務代行委託契約(内諾)書(覚書)の写し(代表者の原本証明付)	契約締結後直ちに	〃	〃
(11) 会社法事後開示書類の写し	効力発生日後速やかに	開12条	T D n e t (縦覧書類の登録)
(12) 登記手続き a. 登記日に登記申請を行ったことを証する書類 b. 登記事項証明書	登記日 登記完了後直ちに	開12条 規3条③	FAX送信可
(13) その他札証が必要と認める書類		規3条③	

※1 その他の申請書類及び申請方法の詳細については、札証自主規制部にお問い合わせください。

※2 登記日までに必要書類の事前確認をお願いします。

※3 登記日に登記申請を行ったことを証する書類をお送りください。登記日に、受領証又は受領印の押印された申請書の写しをお送りください(FAX送信可)。

(4) 権利の割当て

① 剰余金の配当

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 剰余金の配当基準日等に関する取締役会決議通知書 ※定款に明示した基準日とは別に、取締役会により配当基準日を設定した場合のみ(会社法第454条第5項又は同法459条による)。	決議後直ちに	開5条①(9)	
(2) 基準日に関する日程表	基準日の3週間前	〃	
(3) 臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告 ※剰余金の配当にあたって、臨時計算書類を作成した場合のみ。	作成後直ちに	開5条①(1)	

※ 日程表については、通知書に必要事項(取締役会決議日、公告予定日及び基準日)が記載されている場合は提出不要となります。

② その他の権利の割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 基準日に関する取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条①(9)	

(2) 割当確定日及び内容説明の通知書	確定後直ちに	〃 (5)、(6)	
(3) 基準日に関する日程表	基準日の3週間前	〃 (9)	

※1 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 日程表については、通知書に必要事項（取締役会決議日、公告予定日及び基準日）が記載されている場合は提出不要となります。

### ③ 基準日設定の中止

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条①(13)	

### (5) 事業の全部又は一部の譲受け又は譲渡

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
事業の譲受け（譲渡）概要書 ※非上場会社からの事業の全部若しくは一部の譲受け又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡に限る。 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後速やかに	開5条①(1)	

※1 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

※2 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

### (6) 子会社の異動

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
異動子会社に関する概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	子会社の異動後速やかに	開5条①(1)	

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

### (7) 事業上の固定資産の譲渡又は取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
事業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書 ※非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合に限る。 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後速やかに	開5条①(1)	

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

### (8) 業務上の提携

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
業務提携、第三者割当増資等概要書 ※非上場会社との業務上の提携に限る。 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く。	決議後速やかに	開12条	

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。



(9) 公開買付け

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 買付け等の価格に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 札証に上場している株券に対する公開買付けのうち、以下に掲げる場合 ① 上場廃止となる見込みがある公開買付け ② 上場子会社に対する公開買付けを行う場合	作成後速やかに	開5条①(1)	
(2) 有価証券上場申請書(新株を発行する場合) ※ 公開買付けの対価として新株式を交付する場合のみ。	公開買付けの決済の開始日の3週間前	規8条③	
(3) 発行(交付)株式数確定通知書 ※ 公開買付けの対価として新株式又は自己株式を交付する場合のみ。	確定後直ちに		

(10) 公開買付け等に関する意見表明等

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
買付け等の価格に関する見解を記載した書面(当事会社以外の算定機関作成のもの) ※以下に掲げる場合。 ① 上場廃止となる見込みがある公開買付け ② MBOの場合(公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者の場合)若しくは公開買付者が当該上場会社の支配株主である場合	決議後速やかに	開5条①(1)	

(11) 全部取得条項付種類株式の全部の取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 全部取得の対価に関する見解を記載した書面(当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 上場廃止となる見込みがある場合に限る。 ※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く。	決議後速やかに	開5条①(1)	
(2) 会社法第171条の2第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し ※ 上場廃止となる見込みがある場合に限る。	適時開示後、本店に備え置く日までに	〃	TDnet(縦覧書類の登録)

## (12) 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 売渡対価に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 株式等売渡請求に係る承認の場合に限る。 ※ 株式等売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く。	決議後速やかに	開5条①(1)	
(2) 会社法第179条の5第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	〃	TDnet(縦覧書類の登録)

## (13) 有価証券報告書・四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
提出期限延長に係る承認通知書の写し	受領後遅滞なく	開5条①(1)	

## (14) 定款変更関係

## ① 事業年度の末日(決算期)の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 変更後の定款(電磁的記録による提出) ※定款変更が行なわれる場合のみ。	変更後遅滞なく	〃	TDnet(縦覧書類の登録)

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

## ② 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 変更後の定款(電磁的記録による提出) ※定款変更が行なわれる場合のみ。	変更後遅滞なく	〃	TDnet(縦覧書類の登録)

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

## ③ 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の3週間前	規10条①	
(3) 変更後の定款(電磁的記録による提出) ※定款変更が行なわれる場合のみ。	変更後遅滞なく	開5条①(1)	TDnet(縦覧書類の登録)
(4) 変更後の株式取扱規則	〃	開5条①(13)	

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

#### ④ 商号変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 取締役会決議通知書（商号変更通知）	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の3週間前	規10条①	
(3) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後遅滞なく	開5条①(1)	TDnet（縦覧書類の登録）
(4) 変更後の株式取扱規則	〃	開5条①(13)	

※1 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 転換社債型新株予約権付社債又は優先株等が上場している場合は、当該銘柄の銘柄名変更に係る変更上場申請を行ってください。

#### ⑤ 本店所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 本店所在地の変更通知書	決議後直ちに	開5条①(1)	
(2) 変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後遅滞なく	〃	TDnet（縦覧書類の登録）

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

#### ⑥ その他の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後遅滞なく	開5条①(1)	TDnet（縦覧書類の登録）

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

### (15) 自己株式関係

#### ① 自己株式の取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の定款（電磁的記録による提出） ※取締役会決議により自己株式を取得することができる旨を定款に定めた場合のみ。	変更後遅滞なく	開5条①(1)	TDnet（縦覧書類の登録）

※ 株主総会決議による自己株式の取得の場合は、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

#### ② 自己株式の消却

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
有価証券変更上場申請書（自己株式の消却）	決議後直ちに	規10条①	

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

#### ③ 自己株式処分に係る募集

自己株式処分に係る募集については、「3. ⑥ 自己株式処分に係る募集」の項を参照してください。

### (16) 株式事務関係

#### ① 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、連絡所、電話番号等の変更が行われた場合も含む）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 株主名簿管理人変更通知書	決議後直ちに	開5条①(13)	

(2) 変更後の株式取扱規則	変更後遅滞なく	〃	
----------------	---------	---	--

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

## ② 株式取扱規則の制定又は変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
制定又は変更後の株式取扱規則	変更後遅滞なく	開5条①(13)	

## (17) 代表者の変更

### ① 代表者（本所に対する代表者である代表取締役等）の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
(1) 代表者変更通知書	変更事由発生後直ちに	開12条	
(2) 取引所規則の遵守に関する確認書	異動後直ちに	開5条①(1)	

### ② 情報取扱責任者の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
情報取扱責任者変更通知書	変更前なるべく早く	開4条の3	

### ③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
株式事務担当課変更通知書	変更前なるべく早く	開12条	

## (18) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
コーポレート・ガバナンスに関する報告書	変更後遅滞なく (※)	開4条の5	TDnet（縦覧書類の登録）

※ 変更内容が、適時開示規則第4条の5第2項「本所が定める事項」（資本構成及び企業属性に関する事項）に関するものである場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく提出していただくことでも差し支えありません。

## (19) 独立役員届出書の内容変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
独立役員届出書	変更が生じる日の 2週間前まで	企5条の2、19条 の2②	TDnet（PDF）

※ 既に届出済みの独立役員が社外取締役又は社外監査役として再任する場合で、独立役員届出書の記載内容に変更がない場合は、提出不要です。

(20) 企業行動規範関係

① 書面による議決権行使等のために係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
書面による議決権行使等のために係る報告	※に該当した場合 直ちに	企5条、19条の2 ②	

※ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めていない又は定めないこととした場合

② 上場会社の機関に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
上場会社の機関に係る報告	※に該当した場合 直ちに	企6条、19条の2 ②	

※ (1)取締役会、(2)監査役会又は委員会(会社法第2条第12号に規定する委員会をいう。)、(3)会計監査人を置いていない又は置かないこととした場合

③ 公認会計士等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
公認会計士等に係る報告	※に該当した場合 直ちに	企7条、19条の2 ②	

※ 会計法上の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない場合又は選任しないこととした場合

④ 業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告	※に該当した場合 直ちに	企8条、19条の2 ②	

※ 上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定していない場合又は決定しないこととした場合

⑤ 取締役・監査役・会計監査人・委員の資格等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役・監査役・会計監査人・委員の資格等に係る報告	※に該当した場合 直ちに	企19条の2②	

※ 上場会社の取締役・監査役・会計監査人・委員が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条に基づく資格等ではない場合又はなくなった場合

(21) その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役会決議通知書	決議後直ちに	開5条①(13)	